

令和3年度第7回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年10月8日（金）午後1時37分 から 午後3時07分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稻見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 43 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 44 号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第 45 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 46 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について
- 議案第 47 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 48 号 現況確認証明（転用事実証明）について
- 議案第 49 号 買受適格証明願（3条）について
- 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 51 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第 52 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画案の意見聴取について
- 議案第 53 号 違反転用に係る是正勧告書の送付について

4、報告

- 報告第 28 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 29 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第 30 号 制限除外の農地移動届について
- 報告第 31 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長	田所 秀一
農地調整課長	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	信田 啓太

6、会議の概要

議長

只今より、令和3年度第7回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23名であります。全員出席ですので、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、15番 関口委員と16番 蓮沼委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第43号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第43号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、番号2番は保留となります。

番号：3番、譲受人：筑西市桑山、譲渡人：筑西市桑山、申請土地の表示：桑山字拾七番耕地、台帳地目：田、現況地目：田、面積：1,124㎡、外5筆、合計6筆、合計面積6,585㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：100a、従農者数：4（2）、譲渡人の経営面積：66a。

4番、筑西市船玉、筑西市船玉、船玉字山王、田、畑、483㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,187㎡、売買、72a、2（2）、102a。

5番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾六番耕地、田、田、846㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,701㎡、交換、178a、2（1）、290a。

6番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾六番耕地、畑、畑、933㎡、交換、290a、2（2）、178a。

7番、筑西市小川、筑西市伊讚美、伊讚美字上寺野、田、田、495㎡、売買、175a、2（2）、37a。

8番、筑西市西方、筑西市西方、西方字実蕪、畑、畑、2,125㎡、外2筆、合計3筆、合計面積3,574㎡、売買、5,729a、5（4）、23a。

9番、筑西市小川、水戸市上国井町、小川字興平浦、田、田、991㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,982㎡、売買、1,410a、4（1）、157a。

10番、筑西市稲荷、水戸市上国井町、稲荷字陣屋、畑、畑、1,719㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,449㎡、売買、537a、2（1）、157a。

11番、筑西市松原、埼玉県朝霞市幸町3丁目、松原字城ノ内、畑、畑、220㎡、売買、56a、5（2）、48a。

12番、筑西市伊讚美、水戸市上国井町、伊讚美字下原、田、田、991㎡、外

3筆、合計4筆、合計面積2,972㎡、売買、325a、2(1)、157a。

13番、筑西市神分、筑西市丙、猫島字猫手、田、田、53㎡、交換、64a、1(1)、3,414a、排水路の付け替えに伴う交換用地の取得。

14番、筑西市桑山、筑西市門井、門井字室ノ木、田、田、105㎡、外5筆、合計6筆、合計面積14,398㎡、売買、86a、6(4)、149a。

次のページをお願いいたします。

15番、筑西市成井、筑西市中上野、寺上野字北中割、畑、畑、6,386㎡、売買、115a、3(3)、1,972a。

16番、筑西市赤浜、筑西市赤浜、赤浜字社廻り、畑、畑、390㎡、売買、65a、2(1)、1,011a。

17番、筑西市嘉家佐和、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字新田、畑、畑、1,303㎡、売買、374a、2(2)、93a。

18番、筑西市嘉家佐和、筑西市関館、藤ヶ谷字新田、畑、畑、1,312㎡、売買、374a、2(2)、130a。

19番、筑西市西谷貝、筑西市西谷貝、西谷貝字西谷貝、畑、畑、1,824㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,629㎡、贈与、同一世帯、2(2)、217a。

20番、筑西市井上、つくば市上郷、井上字二本木、畑、畑、654㎡、売買、63a、2(1)、7a。

21番、筑西市西方、山梨県南都留郡忍野村忍草、西方字金塚、畑、畑、966㎡、外2筆、合計3筆、合計面積3,541㎡、売買、5,729a、5(4)、25a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告いたします。

3番、5番、6番について報告いたします。まず3番ですけれど、受人渡人は、叔父と甥の関係にありまして、長い間、渡人の方は農家はやっておらず、受人が耕作しておりました。今後も農家をやるつもりはないという渡人が、叔父に売買を申し込んだらしいです。許可相当かと思われまます。次に5番と6番ですけれど、書類審査後、5番の渡人から直接家の方へ説明に来られまして、渡人の方は大玉スイカの方では海外に輸出するほどの大きな種苗会社でありまして、圃場の集約をするために5番の受人に土地の交換を申し込んだところ、快く受けてもらったらしいです。以上によって、許可相当かと思われまますが、皆様の更なる審議をよろしくをお願いいたします。

議長

4番をお願いします。

栗島和子
委員

3番、栗島です。

4番と飛んで10番を報告します。まず4番ですが、先月の29日に書類審査を行いました。後日、受人渡人の方に電話で確認をしました。渡人の方は、高

齢になり今後管理が難しいため、今回の申請に至ったとのこと。更なる皆様のご審議をお願いいたします。次に10番ですが、先月の29日に書類審査を行いました。後日、受人の方に確認をしました。受人の方は、地元でも大きく経営をされている方です。また農林振興公社との売買との申請で問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 7番をお願いします。

柴保 2番、柴です。

委員 去る29日に現地調査、書類審査を行った後、後日、電話連絡で確認を取りました。売買ということにして、双方から話を聞きましたところ、何ら問題はないと思われま。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 8番をお願いします。

関口均 15番、関口です。

委員 8番、21番について説明いたします。先月29日に書類審査をし、後日、電話で確認をいたしました。共に受人は同一人です。まず8番ですが、今まで受人が耕作していた土地を渡人からもう農業はしないので、畑はいらぬから買ってくれないかと頼まれて、売買が成立したということです。次に21番でございますが、渡人は地元生まれで、相続で貰った土地を処分するということです。畑は、受人が元々耕作をしていた土地です。いずれにつきましても、双方とも問題もなく許可相当と思われま。皆様の更なる審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 9番をお願いします。

瀬端洋 23番、瀬端がご報告いたします。

委員 去る先月29日に書類審査を行いまして、何ら不備はございませんでした。後日、電話をしまして、受人の方に確認をいたしました。渡人は県の振興公社でありますし、受人は地域の篤農家、規模拡大を進めている認定農業者でございます。書類に間違いがないとのことでしたので、許可相当と思われま。更なる皆様方の審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 11番をお願いします。

齊藤秀樹 7番、齊藤がご報告いたします。

委員 30日に書類審査をし、その後、受人渡人に電話で確認をいたしました。11番、13番、15番、16番とご報告させていただきます。まず11番ですが、こちらの土地は受人の祖父の代から家庭菜園として借りていた土地でして、渡人の父が亡くなったために住んでいる所が遠方であることから買い取ってほしいという

ことで、売買になった案件です。続きまして13番ですが、こちら渡人は筑西市となり、公共事業による土地の交換ですので問題ないと思われます。続きまして15番です。こちらは受人が道を挟んだ反対側で事業をする予定ですが、向いには何にも使われていない農地があったため、事業の片手間に従業員を使い作物を作りたいとのことで売買になるそうです。続きまして16番ですが、こちら渡人の土地が受人の土地の脇に小さくあったため、管理をするなら受人に売買したいということで申請になりました。以上、すべての案件について許可相当と思われますが、更なる皆様方の審議をよろしく申し上げます。

議長 12番をお願いします。

永井尚子 19番、永井がご報告いたします。

委員 9月29日、書類審査を行い、後日、受人に電話確認を行いました。受人によりますと、農地を広げたいための取引ということでありました。問題はないかと思われませんが、皆様の更なる審議の程をよろしく申し上げます。

議長 14番をお願いします。

岩淵進 6番、岩淵が報告します。

委員 9月30日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査を行いました。後日、譲受人と譲渡人、双方に電話で申請内容の確認を行いました。譲受人と譲渡人は、中学生時代の同級生で、規模拡大を目指す譲受人と農地の整理をしたい譲渡人双方の思惑が一致して、今回の売買に至ったそうです。書類の不備もなく許可相当と思われますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長 17番をお願いします。

宮崎亨 14番、宮崎が報告します。

委員 17番、18番についてご報告いたします。まず17番は、申請地は譲渡人が相続で貰った土地なのですが、高齢のため耕作ができないということで、親戚関係にある受人に売買したということです。次に18番ですが、申請地は17番の間に入ってくださった不動産屋さんの父が持っている土地で、17番の申請地を通らないと入れないということで、求めてほしいと言われ、買うことになったそうです。許可相当と思われますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 19番をお願いします。

宮山繁治 17番、宮山です。

委員 贈与の案件なのですが、9月29日に書類の審査をしました。渡人と受人は夫婦関係でありまして、同一世帯です。後日、渡人に確認をしたところ、間違い

ないということでありまして、隣に妻がおりまして、譲受人の方も承知しております。許可相当と思われます。更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 20 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員 20 番の案件は、渡人が親からの相続で取得した土地で、遠方に住んでいるため管理ができないということで、たまたま譲受人の耕作している畑の隣接にあったことから譲渡人に話をしたところ、同意ができて、今回の売買の件になりました。特に問題はないかと思われまます。また何に利用するのかと受人に聞きましたところ、栗畑にするということでした。問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 43 号を採決いたします。

議案第 43 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 43 号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 44 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 信田主事より説明いたします。

信田主事 議案第 44 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 3 年 10 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号: 1 番、申請人: 筑西市小栗、申請土地の表示: 小栗字堀込、台帳地目: 畑、現況地目: 宅地、面積: 316 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 367 m²、転用目的: 農家住宅。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北東側約 771m、県道つくば真岡線沿いに位置する、広がりのある第 1 種農地です。事業敷地 1,420 m²の内訳として、宅地 1,053 m²、農地面積が 367 m²であり、既存面積の 2 分の 1 以内となっております。令和 3 年 10 月 7 日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者

は、転用許可を得ずに住宅敷地として利用してきたことが判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山がご報告いたします。
先月 30 日に書類審査をし、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員の全員で、現地確認をしてまいりました。今回申請のあった土地ですが、ハウス、プレハブの小屋、また簡易な建物等がございまして、その建物を撤去し新たに農地として利用するつもりだったところ、今回申請のあった部分が、農家住宅の部分に掛かっていることが判明したそうです。是正をすべく、今回の申請になったそうです。先程説明もありましたとおり、始末書も添付されております。許可相当かと思われませんが、皆様の更なる審議をよろしくをお願いします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 44 号を採決いたします。

議案第 44 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 44 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 3 年 10 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番及び 2 番は保留となります。

番号3番、譲受人：大阪府大阪府中央区道修町一丁目、譲渡人：東京都世田谷区東玉川1丁目、申請土地の表示：梶内字木戸東、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：927㎡、外1筆、合計2筆、合計面積：1,854㎡、契約内容：売買、転用目的：太陽光発電設備。

申請地は、県道明野間々田線の南側約452m、県道谷和原筑西線の西側約162mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、大阪府大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

4番、東京都豊島区巣鴨一丁目、筑西市竹垣、松原字稲荷前、山林、畑、2,170㎡、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約345m、筑西市明野支所の北西側約2.1kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。令和3年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、東京都豊島区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電効率の関係から申請地に隣接する、過去に許可を得た太陽光発電設備の敷地を一部農地に戻し、その敷地に設置された太陽光パネルを当該申請地に移す計画となっております。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5番、千葉県柏市豊四季、筑西市中上野、中上野字丑角、畑、畑、224㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道赤浜上大島線の北側約280m、県道つくば真岡線の西側約1.4kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は現在、借家にて妻と子の4人で生活しております。借家では手狭であることから、住宅を建築するものです。

6番、東京都荒川区東日暮里二丁目、筑西市向上野、向上野字滝ノ上、畑、畑、0.96㎡、外3筆、合計4筆、合計面積144.89㎡、売買、進入路。

申請地は、筑西市立上野小学校の南南東側約1.15km、県道つくば真岡線の西側約1.4kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、東京都荒川区に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地に隣接する山林に太陽光発電設備を設置するにあたり接道がなく、進入路が必要なことから、当該地が適地と判断し、申請するものです。

7番、筑西市茂田、筑西市西方、西方字諏訪宮、畑、畑、707㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,296㎡、売買、駐車場。

申請地は、県道筑西三和線の南側約214m、筑西市立大田小学校の北北東側約275mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は市内で社会福祉事業を行う法人です。駐車場としていた土地を返還することとなり、代替地として新たな職員及び保護者のための駐車場が必要なことから、申請するものです。

8番、東京都中野区本町六丁目、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、842㎡、

外1筆、合計2筆、合計面積1,774㎡、地上権設定、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道真岡線 樋口駅の北側約510m、国道294号線の東側約300mに位置する、鉄道の駅から概ね500m以内の第2種農地です。申請者は、東京都中野区に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

9番、筑西市西方、筑西市西方、西方字明神西、畑、雑種地、369㎡、賃貸借、資材置場兼駐車場。

申請地は、県道筑西三和線の南側約247m、筑西市立大田小学校の北西側約158mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。今般、業績が安定しており、既存の置場等では手狭であることから、新たな資材置場兼駐車場を設けるべく申請するものです。

10番、東京都豊島区巣鴨一丁目、筑西市辻、黒子字東裏、畑、畑、637㎡、譲渡人がもう一人おります。筑西市黒子、黒子字東裏、畑、畑、1,242㎡、合計2筆、合計面積1,879㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の北東側約466m、県道谷和原筑西線の東側約247mに位置する、鉄道の駅から概ね500m以内の第2種農地です。

申請者は、東京都豊島区に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

11番、栃木県佐野市高萩町、筑西市辻、黒子字東裏、畑、畑、540㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線 黒子駅の北東側約484m、県道谷和原筑西線の東側約252mに位置する、鉄道の駅から概ね500m以内の第2種農地です。申請者は、栃木県佐野市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

12番、筑西市関本中、筑西市関本中、関本下字古稻荷、畑、畑、565㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市立関城西小学校の南側約205m、県道筑西三和線の北西側約165mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、実家にて両親と同居しております。申請地は利便性がよく、子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築するものです。

13番、筑西市吉田、筑西市吉田、吉田字村東、畑、畑、153㎡、譲渡人がもう一人おります。筑西市吉田、吉田字村東、畑、畑、195㎡、小計2筆、合計3筆、合計面積498㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の南西側約410m、筑西市立村田小学校の南側約969mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は現在、実家にて両親と同居しております。申請地は実家に近く両親の援助を受けられ、子の成長に伴い手狭であることか

ら、住宅を建築するものです。

次のページをお願いします。

14 番、香川県高松市林町、筑西市木戸、藤ヶ谷字中本田、畑、畑、1,711m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市立関城東小学校の南東側約 191m、関東鉄道常総線 黒子駅の西側約 755mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、香川県高松市に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

15 番、筑西市伊讚美、筑西市伊讚美、伊讚美字鬼ヶ久保、畑、畑、661 m²、使用貸借、農家住宅。

申請地は、筑西市立川島小学校の北側約 344m、県道小川川島停車場線の東側約 440mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、現在居住している宅地に隣接する申請地に、農業用倉庫を建築し農家住宅敷地として一体利用すべく申請するものです。

16 番、筑西市野殿、筑西市野殿、野殿字宮ノ脇、畑、畑、224 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道谷和原筑西線沿い、国道294号線の南西側約 680mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、住宅の老朽化に伴い、現在の住宅敷地に隣接する申請地を含めた土地に、新たな住宅を建築すべく申請するものです。

17 番、筑西市下野殿、筑西市神分、伊讚美字下原、田、田、496 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、JR水戸線 玉戸駅の西北西側約 138m、筑西市立下館西中学校の南側約 775mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅を存する第3種農地です。申請者は現在、妻と子の4人で妻の実家にて生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築するものです。

18 番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字南新田、畑、畑、148 m²、売買、駐車場。

申請地は、県道筑西三和線の南東側約 280m、茨城県立下館工業高等学校の南南西側約 615mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、自宅の駐車場が手狭であり、来客等があった際に路上駐車せざる得ない状況であるため、来客用の駐車場を設けるべく申請するものです。

19 番、筑西市深見、筑西市深見、深見字館野、畑、畑、499 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの北東側約 400m、県道石岡筑西線の南側約 845mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在、実家で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築するものです。

20 番、筑西市築地、筑西市古内、築地字東浦、畑、畑、499 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の北側約 15m、筑西市立明野中学校の北西側約 690mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。令和 3 年 10 月 7 日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は現在、子の世帯と同居しております。子の成長に伴い手狭となってきたており、子育てしやすい環境を整えることや申請人夫婦も落ち着いた環境で生活したいと考え、隣接する土地に住宅を建築すべく申請するものです。なお、既存の住宅敷地が申請地に越境していることから、顛末書が添付されております。

21 番、筑西市高津、筑西市高津、高津字立角、畑、宅地、318 m²、使用貸借、農家住宅。

申請地は、筑西市立明野中学校の南南西側約 1.6km、県道下妻真壁線の西側約 342mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。令和 3 年 10 月 7 日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、現居宅の建替えに伴い、転用の許可を得ずに申請地に物置を設置したことが判明したことから、改めて是正した上で住宅を建築するものです。なお、始末書が添付されております。

22 番、筑西市高津、筑西市高津、高津字立角、畑、宅地、411 m²、使用貸借、農業用施設。

申請地は、筑西市立明野中学校の南南西側約 1.61 k m、県道下妻真壁線の西側約 342mに位置する、農振農用地区域内の農地です。令和 3 年 5 月 6 日付、農振地域整備計画における用途区分の変更通知が発出されております。申請者は、住宅の建替えに伴い、転用の許可を得ずに申請地に農業用倉庫を設置したことが判明したことから、改めて是正するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 3 番よりお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

3 番と 10 番、11 番について報告します。まず 3 番ですが、電話で確認しましたところ、譲受人の太陽光の会社の方は、間違いないということでした。譲渡人の方は、電話が通じなくて確認はとれませんでした。続きまして 10 番ですが、渡人、譲受人、3 名に電話で確認がとれました。いずれの方も間違いないとのことです。この上段にある方は、もともと空けていた土地なので、有効利用をしてもらいたくて、この太陽光発電会社からの勧誘を受けたということでした。11 番ですが、受人、渡人共に電話連絡は取れませんでした。取れませんでした。この 3 件の案件、すべて第 2 種農地内の中、事務局から説明がありましたように、鉄道の駅から 500m 以内に入っておりますので、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

4 番をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

7 番、齊藤がご報告いたします。

30 日に書類審査をして現地確認、その後、受人渡人に電話で確認とお話を聞きました。4 番、5 番、6 番、13 番、20 番、21 番、22 番、たくさんありますのでよろしくをお願いします。まず 4 番ですが、こちら周囲がすべて太陽光発電設備で囲まれている土地でした。一部、農協所有のカントリーエレベーターが影を作ってしまうと稼働できないため、その部分を移動したいということで申請がありました。撤去をした後は、更地に戻して農地にするとのことでした。続いて 5 番ですが、こちらは親族間での土地の贈与の案件です。集落の中にある土地ですので、住宅は建設できると思われまます。続きまして 6 番ですが、こちらは太陽光設備に出入りするための進入路の案件です。工事に入るために進入路を確保したいとのことで、申請されました。土地はやはり集落内にあり、住宅の脇の土地です。その先にある山林に入るには、ここに道を通すことで回避できるとのことでした。続きまして 13 番です。こちらは自己住宅を建設するために近所に土地を購入したいとのことで申請され、この土地は、周囲にここ 2、3 年の間に新興住宅が 7、8 軒並んでいるような区画の一部でした。続きまして 20 番ですが、こちらは氏は違うのですが、親族間の贈与です。申請地の北側には、受人の親が住宅を所有しており、その南側に受人が住宅を建設したいとのことでの申請でした。集落内での土地でもありますし、北側には親も住んでいますので、建設は可能と思われました。続きまして 21 番ですが、こちら 22 番と同一ですので一緒に説明させていただきます。21 番は、住宅の一部が農地であったことが分かったことと、22 番は、農業用施設が農地であったことが分かったこと、どちらも住宅を新たに建設を予定する中で発覚した案件ですので、どちらも始末書が出されておりました。受人、渡人は親子なのですが、どちらも多大に反省しておりました。以上、それぞれの案件、許可相当と思われまますが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

7 番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9 番、國府田です。

7 番と 9 番を報告いたします。29 日に書類審査をした後、現地を確認しました。またその後、電話確認をしました。まず 7 番の案件ですが、受人は保育所を経営しておりました。そのすぐ裏側が渡人の土地でした。受人の方は電話で確認ができたのですが、渡人の方は、朝に晩に電話をしたのですがなかなか通じず、事務局に確認をし、代理人の方に電話をいたしました。そうしましたら間違いはないということでしたので、保育園の駐車場としては許可相当と思われまます。更なるご審議をお願いいたします。次に 9 番です。こちらは建材会社のすぐ道の南側でして、現場確認の際に受人である経営者の奥さんがいまして、確認をしました。渡人の方には電話連絡をしましたが通じず、受人に連絡をと

りましたところ、我々が現場確認をした際に見ておられたということを聞きま
したので、許可相当と思われま。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
以上です。

議 長 8 番をお願いします。

永井尚子 19 番、永井がご報告いたします。

委 員 9 月 29 日、書類審査を行い、後日、受人渡人双方に電話連絡をしました。取
引に間違いはないとのことでしたので、問題はないと思われま。皆様の更
なるご審議の程をよろしくをお願いいたします。

議 長 12 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員 12 番を報告いたします。事務局の説明がありましたように、譲受人、譲渡人
は親子関係で、同居を現在はしています。申請があつた土地に贈与というかた
ちで、子供に自己住宅用地として贈与するものです。昔で言えば、分家という
かたちですかね。問題ないと思いま。ので、よろしくをお願いいたします。

議 長 14 番をお願いします。

宮崎亨 14 番、宮崎が報告しま。

委 員 29 日に書類審査及び現地調査をしまして、後日、電話確認をしました。譲渡
人は、高齢のために農業はやめたいということで、農地の処分を考えていた状
況だつたそうです。たまたま太陽光のチラシが入つていたので、この会社に連
絡をして、買ってもらつたということです。許可相当と思われま。皆様の
慎重審議をよろしくをお願いします。

議 長 15 番をお願いします。

宮山繁治 17 番、宮山です。

委 員 私の方からは、15 番と 17 番をご報告いたします。まず 15 番ですが、使用貸
借の案件でありまして、9 月 29 日に、書類と現地の確認をしております。渡人
の方が農地利用最適化推進委員をやっておられまして、現地確認の際に本人が
おられまして、承諾されております。後日、親子関係で次男である受人の方
にも使用貸借で農業用倉庫を建築したいということに相違ないということで確
認を得ております。また 17 番ですが、同じく書類、現地の確認を 9 月 29 日
にしておりまして、後日、渡人本人は老齡によって介護中であり、同居をして
いる息子さんがすべて把握しておりまして、代理権があるのかなということ
でご報告を得ております。また受人の方は、渡人の娘の子供というようなこと
でありまして、本人に確認をしましたが、祖母から貰つて家を建築するとい
うような

ことで間違いなく了承しておりますというようなことでしたので、問題ないと思います。許可相当と思われませんが、更なるご審議をお願い申し上げます。以上です。

議 長 16 番をお願いします。

関口均 15 番、関口です。

委 員

16 番について説明いたします。先月 29 日に書類審査、現地確認を行いました。現地は受人の住居の前の土地でありまして、受人の話では、渡人は近所でもあり、今度、家を建てるという話をしたら、土地を分けてもいいですよということだったそうです。双方に電話確認をして、書類に間違いのないことを確認いたしました。許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 18 番をお願いします。

大林富子 11 番、大林です。

委 員

18 番と 19 番について報告いたします。まず 18 番ですが、先月 29 日に書類審査及び現地確認調査を実施いたしました。後日、渡人に電話にて確認をしたところ、申請内容に間違いなしとのことでした。更に受人に電話をしましてところ、二度電話をしましたが同じ人が出まして、電話番号が違っているということをお知らせしたので、事務局方と連携をして代理人の行政書士に連絡を取っていただき、再度電話番号を確認しましたが、繋がらず、代理人から受人に連絡をしてもらい、やっと連絡がとれまして、駐車場とするため渡人から購入した事実を確認することができました。書類等にも問題なく、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。次に 19 番についてですが、やはり先月 29 日に書類審査及び現地確認調査を実施いたしました。渡人、受人は親子であり、それぞれに電話にて確認しましたところ、契約内容に間違いがないとのことでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 45 号を採決いたします。

議案第 45 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり

許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 45 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 46 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について、令和 3 年 10 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番、譲受人：神奈川県平塚市夕陽ヶ丘、譲渡人：筑西市関本上、申請土地の表示：関本分中字前浜、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：211 m²、外 1 筆、小計 2 筆、小計面積：235 m²。譲渡人がほかに 20 名おります。申請する土地が 24 筆ございまして、合計 26 筆、合計面積 17,452 m²となります。転用目的：砂利洗浄場、変更前期間：平成 30 年 3 月 16 日から令和 3 年 3 月 15 日、変更後期間：令和 3 年 10 月 8 日から令和 6 年 6 月 17 日。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 19m、県道結城下妻線の西南西側約 911 m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請人は、神奈川県平塚市に本店を置く、砂利採取を行う法人です。現在、砂利の選別用地として使用しており、砂利選別プラント及びストック用地としての敷地を確保すべく、申請するものです。なお、本件は、令和 3 年 10 月 8 日から令和 6 年 6 月 17 日までの期間に延長する計画となっております。申請時期の遅延につきまして理由書が添付されております。申請地に係る地権者が亡くなり、相続人が相続放棄をしたため、相続財産管理人を選任する必要があったとのことでした。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

申請の中身は、今、事務局でお話があったかたちですが、譲受人、譲渡人に確認してまいりました。ここは、50 年以上、今のかたちで砂利精錬、砂利洗浄場として賃貸借で利用している所です。今までにトラブルは 1 件もなかったように私は見受けられます。譲渡人も同意をしていますので、この利用期間の変更は、許可相当かと思っておりますので、皆様の更なる判断をお願いします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 46 号を採決いたします。

議案第 46 号は、許可後の事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 46 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認することに、決しました。

次に、議案第 47 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 47 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 3 年 10 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：結城市大字結城、申請土地の表示：玉戸字伊房地、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：27m²、現況：店舗敷地。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 295m、茨城県立下館工業高等学校の西側約 510m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

2 番、筑西市知行、知行字神明前、畑、宅地、389 m²、住宅敷地。

申請地は、県道横塚真壁線の南側約 108m、県道つくば真岡線の北西側約 300 m に位置する土地です。昭和 42 年には、農地ではないとして 家屋所在証明書 を添付し証明願が出されております。

3 番、古河市茶屋新田、柳字三王山、畑、宅地、135 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 464 m²、住宅敷地。

申請地は、JR 水戸線 新治駅の南側約 290m、県道つくば真岡線の西側約 540 m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

4 番、筑西市神分、飯島字子取川、田、宅地、590 m²、事務所敷地兼駐車場。申請地は、結城街道沿い、国道 50 号線バイパスの西側約 295m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出され

ております。

5番、筑西市中上野、中上野字西原、畑、宅地、89㎡、住宅敷地。

申請地は、県道下妻真壁線の北西側約275m、筑西市立上野小学校の西北西側約1.45kmに位置する土地です。平成5年には、農地ではないとして航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

関口均
委員

15番、関口です。

1番について説明いたします。先月29日に書類審査、現地確認を行いました。現地は、幸町東通りの道路東側2店舗の間の場所で、昔、排水として使用していた所です。その場所が畑として残っていたということです。非農地証明は可能と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が2番、3番を報告します。

先月の30日、協和地区委員全員による書類審査と現地を確認してまいりました。まず2番ですが、これは昭和42年に新築と登記事項でありまして、農家住宅であります。何ら問題なく、非農地証明の発行は可能かと思われまして。次に3番ですが、新治駅の南側、事務局の報告にもありましたように、昭和40年代に駅前の住宅開発としてされた一角にある住宅ですが、備考欄には平成10年とありますけれど、登記事項証明によると昭和41年新築とありました。3番につきましても非農地証明の発行は可能かと思われまして、更なる審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

柴保
委員

2番、柴です。

去る29日、書類審査の後、現地調査を行ってまいりました。この申請土地は、台帳は田んぼであります。現況は宅地であり、事務所敷地兼駐車場というように、備考欄にもありますが、平成10年月日不詳からは農地ではないというように、非農地証明は許可相当と思われまして。更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番、齊藤がご報告いたします。

こちらの土地なのですが、以前、自宅建設の際に裏の家との境界にブロック塀を作ったと思われまして、その壁と自宅の隙間、本当に狭い土地だったので

すが、それが農地であったことに気づきまして申請されたことが確認できました。一緒に現地確認をした委員さんたちも許可相当とのことでしたが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 47 号を採決いたします。

議案第 47 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 47 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 48 号「現況確認証明（転用事実証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 倉持主任より説明いたします。

倉持主任 議案第 48 号、現況確認証明(転用事実証明)について、令和 3 年 10 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市八田、申請土地の表示：八田字三ツ橋、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：520m²、現況：駐車場兼資材置場、許可年月日：平成 24 年 7 月 17 日。

申請地は、県道高田筑西線の東側約 35m、筑西市立河間小学校の北東側約 590 mに位置する土地です。平成 24 年 7 月 17 日付、指令第 13 号により、駐車場兼資材置場の目的で許可処分をしております。転用許可を受けた駐車場兼資材置場を目的とする転用事業であり、過日の令和 3 年 9 月 29 日、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局で事業計画どおり供しているか現地調査を実施しております。以上です。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

柴保 2 番、柴です。

委員

去る 29 日に書類審査の後、現地調査をしてまいりました。この案件につきましては、前回は調査には入っているんですけども、今回、駐車場兼資材置場というようなことで調査しましたところ、転用事実証明書を交付しても問題はないように思われます。更なる皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員よりの報告は以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 48 号を採決いたします。

議案第 48 号は原案どおり現況確認証明（転用事実確認証明）発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 48 号は、原案とおり現況確認証明（転用事実証明）を発行することに決しました。

次に、議案第 49 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。
なお、受付番号 2 番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号 2 番は、12 番議席 赤城委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 2 時 45 分 除斥

それでは、受付番号 2 番について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 49 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 3 年 10 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 2 番、申請人：筑西市赤浜、申請土地の表示：赤浜字新堀、台帳地目：田、現況地目：田、面積：2,843 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 5,343 m²、競売（公売）の入札期間：令和 3 年 10 月 22 日から令和 3 年 10 月 22 日まで、願出人の経営面積：8,310 a、従業者数：1（1）、公売。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
受付番号 2 番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委員

7番、齊藤がご報告いたします。

この案件ですが、申請人が大規模経営をしている事業者でありまして、この土地を以前から買ってほしいという意向を伝えられていたのですが、今回、公売となり、近所であったことから買う気持ちが大きくなりまして、証明願いの申請をされたということでした。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第49号、受付番号2番を採決いたします。

議案第49号、受付番号2番は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第49号、受付番号2番は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、決しました。

ここで、12番議席 赤城委員の除斥を解きます。

午後2時48分 解除

つづいて、受付番号1番について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

1番、筑西市西保末、西保末字深町、田、田、977㎡、外13筆、合計14筆、合計面積7,922㎡、令和3年10月22日から令和3年10月22日まで、479a、5（3）、公売。

提案理由。競売(公売)に参加するにあたり、農地法第3条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号1番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。

書類審査後、電話で申請人に確認をしました。この土地は、この申請人が構成員となっている任意組合、所謂、集落の〇〇生産組合とか、麦作組合とかいう組織で長年借りていたそうです。この任意組合では不動産は持たないということで、その中でこの申請人が公売に参加するということだそうです。申請人は、集落でも認定農業者となっており、担い手農家の一員でございますので、買受人に適格だと判断をいたしました。皆様の更なるご審議をよろしく願います。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら願います。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第49号、受付番号1番を採決いたします。

議案第49号、受付番号1番は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第49号、受付番号1番は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、決しました。

次に、議案第50号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、3番議席 栗島和子委員、12番議席 赤城美子委員、18番議席 栗島菊雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時52分 除斥

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より説明いたします。

議案第50号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページを願います。

農用地利用集積計画、総括表について説明いたします。契約開始日が令和3

年12月1日となります。現況地目は田、畑です。設定区分ごとに合計を朗読します。はじめに、新規分につきまして、説明いたします。3年以上6年未満、契約件数75件、筆数192筆、面積295,422㎡。10年以上、契約件数16件、筆数73筆、面積118,752㎡。新規の合計、契約件数91件、筆数265筆、面積414,174㎡となっております。続きまして、更新分になります。3年以上6年未満、契約件数97件、筆数268筆、面積513,091㎡。6年以上10年未満、契約件数2件、筆数3筆、面積7,059㎡。10年以上、契約件数63件、筆数145筆、面積283,173㎡。更新の合計、契約件数162件、筆数416筆、面積803,323㎡。総合計は契約件数253件、筆数681筆、面積1,217,497㎡となっております。移転については0件です。詳細につきましては、22ページから58ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここでご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

議案第50号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第50号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」を決定することに、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員、12番議席 赤城委員、18番議席 栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後2時56分 解除

次に、議案第51号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐より説明いたします。

議案第51号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画、総括表について説明いたします。契約開始日が令和3年12月1日となります。現況地目は田、畑で、10年以上のみとなります。こちらは、新規分のみとなります。契約件数143件、筆数307筆、面積631,470㎡となっております。詳細につきましては、61ページから82ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第51号を採決いたします。

議案第51号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について」賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第51号は原案どおり、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）」を決定することに、決しました。

次に、議案第51号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐、農政課野口補佐より説明いたします。

議案第52号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課より説明いたします。

野口補佐

農政課の野口と申します。よろしく願いいたします。議案第52号について説明させていただきます。85ページにあります農用地利用配分計画（案）の総括表をご覧ください。農地中間管理事業において、茨城県農地中間管理機構が地権者から借受けた農地を借受け希望者へ貸付ける際に、農用地利用配分計画の（案）を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。今回、農地中間管理機構を介した農地の貸付に関しましては令和3年12月1日が契約開始日でご

ございます。現況地目は田、畑となっておりますが、合計のみ朗読させていただきます。3年以上6年未満の契約につきましては、件数1件、筆数1筆、面積3,562㎡。6年以上10年未満の契約につきましては、2件、2筆、4,070㎡。10年以上の契約につきましては、143件、307筆、631,470㎡。よって合計は、146件、310筆、639,102㎡でございます。次ページの86ページから108ページが明細でございます。詳細の読上げは省略させていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

補佐

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第52号を採決いたします。

議案第52号は、原案どおり農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって、議案第52号は原案どおり、農用地利用配分計画（案）に対する同意書を発行することに、決しました。

次に、日程第4、報告第28号から第31号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第28号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は1件です。

つづきまして、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅3件、建売住宅1件、宅地分譲2件、住宅用地1件、合計7件となっております。

つづきまして、報告第30号、制限除外の農地移動届について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届で、携帯電話の無線基地局の設置1件となっております

す。

つづきまして、報告第31号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和3年10月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約を含む115件です。以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和3年度第7回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年10月8日

議 長

署名委員

署名委員